証券コード　4025
平成28年３月14日

株　主　各　位

兵庫県加古川市別府町緑町２番地
多木化学株式会社
代表取締役社長　多　木　隆　元

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年３月29日（火曜日）午後５時20分までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年３月30日（水曜日）午前10時

２．場　　所　兵庫県加古川市別府町東町174番地
多木浜洋館

３．目的事項

報告事項

１．第97期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第97期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役５名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.takichem.co.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布は、経費節減の観点などから本年より廃止させていただくこととなりました。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.takichem.co.jp/）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

・連結株主資本等変動計算書
・連結注記表
・株主資本等変動計算書
・個別注記表

従いまして、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

Ⅰ 企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各種政策の効果が下支えし、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなるなど、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

このような環境のもと、当社グループは本年度を初年度とする「第11次中期３カ年経営計画」（Ｐ１３０Ｒ）に基づいて、基盤事業の収益力強化に努めましたが、当連結会計年度の売上高は336億14百万円（前期比0.9％減）となり、機能性材料の販売数量が大幅に増加したことなどにより、営業利益は18億58百万円（前期比4.1％増）、経常利益は20億63百万円（前期比4.6％増）、当期純利益は13億21百万円（前期比3.7％増）となりました。

≪報告セグメント別売上高≫

報告セグメント	売上高（百万円）
アグリ	9,481
化学品	12,927
建材	3,350
石油	3,046
不動産	1,648
運輸	3,159
合計	33,614

２．設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は10億60百万円であり、その主なものは、化学品事業での高純度金属酸化物製造設備増強及び千葉工場の水処理薬剤製造設備改造であります。

また、当連結会計年度において継続中の主要設備の新設等は、化学品事業での高純度金属酸化物製造設備増強（第２期工事）及び徐放製剤用生分解性ポリマー製造設備新設であります。

３．資金調達の状況

当連結会計年度において、新株発行及び社債発行等の特段の資金調達は行っておりません。

４．事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

５．他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

６．吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

７．他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

８．財産及び損益の状況の推移

区　　分	平成24年度 第 94 期	平成25年度 第 95 期	平成26年度 第 96 期	平成27年度 第 97 期 （当連結会計年度）
売　上　高（百万円）	33,252	34,131	33,936	33,614
経　常　利　益（百万円）	2,027	2,322	1,972	2,063
当　期　純　利　益（百万円）	1,318	1,420	1,274	1,321
１株当たり当期純利益　（円）	61.50	65.77	58.99	61.19
総　資　産（百万円）	35,305	37,107	37,256	38,558
純　資　産（百万円）	17,800	20,458	21,073	22,160
１株当たり純資産額　（円）	812.22	934.27	960.14	1,009.35

（注）１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

９．重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況（平成27年12月31日現在）

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
しき島商事株式会社	90百万円	100.0%	石油の販売
多木建材株式会社	90百万円	90.1%	石こうボードの製造・販売
多木商事株式会社	45百万円	96.1%	海上、陸上輸送

10. 対処すべき課題

(1) 基盤事業の収益力強化

販売力の強化はもとより、生産性や品質向上、コスト削減により、着実な収益の強化・拡大に努めてまいります。事業環境の変化に対応した競争力のある事業体質への転換を図るため、将来を見据えた製造販売体制の構築を進めてまいります。また、海外展開も含め、シナジー効果の期待できるM&A、業務提携について、積極的に推進してまいります。

アグリ事業は、現場主義をキーワードに販売網の強化、生産・販売・在庫の効率化に努めてまいります。化学品事業は、徹底したコスト削減を図るとともに新商品の増販体制と品質保証体制の確立を図ってまいります。建材事業は、コスト削減と品質向上に努めてまいります。石油事業は、地域に密着した付加価値の高いサービスを提供してまいります。不動産事業は、顧客満足度向上によりショッピングセンターの集客力アップと収益力の強化を図ってまいります。運輸事業は、事業の拡大を進めてまいります。

(2) 成長事業の積極的拡大

成長が期待されるメディカル材料は、ニーズに対応した製品の開発、製造能力の増強を目的として経営資源を重点的に投資し、事業の早期拡大を推進してまいります。コラーゲン材料、各種酸化物ナノ材料などの開発商品については、産官学連携などによる新商品の創出、ユーザーとの連携強化、情報収集と発信の充実などにより、次期成長事業としての育成を図ってまいります。

(3) 経営基盤の強化

効率的な資金運用、機動的な資本政策で財務体質の改善を進めつつ、部門横断的な組織体制や戦略的なＩＴ投資により、業務を効率化してまいります。また、事業環境の変化や世代交代を見据え、多様な人材の活用及び育成を進めて組織を活性化してまいります。

(4) コンプライアンスの強化

全ての事業活動は企業の社会的責任を果たすことが前提であり、コンプライアンスは企業が継続的に発展するための基本と位置づけております。

なお、当社は、ポリ塩化アルミニウムの取引に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、平成28年２月５日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。当社グループといたしましては、本件を厳粛に受け止め、引き続きより一層のコンプライアンスの強化に努めるとともに、信頼の回復に向け全力を傾注してまいります。

経営の基本方針である企業の継続的発展と企業価値の向上に努めてまいりますので、株主各位におかれましては、何卒変わらぬご支援、ご協力をお願い申しあげます。

11. 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

(1) 肥料、化学品及び石こうボードの製造・販売
(2) 石油の販売
(3) 不動産の賃貸
(4) 海上、陸上輸送

12. 主要な営業所及び工場（平成27年12月31日現在）

(1) 当社

本　　社	兵庫県加古川市
支　　店	東京都中央区
営 業 所	仙台市、東京都中央区、名古屋市、大阪市、兵庫県加古川市、北九州市
工　　場	兵庫県加古郡播磨町、千葉県市原市、北九州市
研 究 所	兵庫県加古川市
商業施設	兵庫県加古川市

(2) 子会社

しき島商事株式会社	兵庫県加古川市
多木建材株式会社	兵庫県加古川市
多木商事株式会社	兵庫県加古川市

13. 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

使　　用　　人　　数	前連結会計年度末比増減数
562名	２名増

（注）上記の使用人数には臨時雇用者は含んでおりません。

14. 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社三井住友銀行	160百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	61百万円

Ⅱ 会社の状況に関する事項

１．株式の状況（平成27年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　76,000,000株
(2) 発行済株式の総数　　23,646,924株
(3) 株主数　　2,637名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,161千株	5.38％
株式会社三井住友銀行	849	3.93
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	755	3.50
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	743	3.44
株式会社中国銀行	716	3.31
株式会社百十四銀行	594	2.75
日本マタイ株式会社	558	2.58
三菱商事株式会社	526	2.44
株式会社イトーヨーカ堂	500	2.31
住友商事株式会社	500	2.31

（注）１．当社は、自己株式(2,047,366株)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

２．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

３．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
＊取締役社長	多木　隆元	
＊専務取締役	多木　隆成	経理部担当
＊専務取締役	前田　治彦	総務人事部・資材部・不動産事業部担当
常務取締役	野上　康司	肥料営業部・化学品営業部・物流部担当
常務取締役	安東　誠	本社工場担当
常務取締役	伏野　哲夫	経営企画部担当
取締役	木岡　孝史	多木商事株式会社代表取締役社長
取締役	西倉　宏	研究開発本部担当
取締役	松井　重憲	化学品製造部長
取締役	垣尾　寿彦	研究所長
取締役	西村　光裕	不動産事業部長 しき島商事株式会社代表取締役社長
○取締役	河野　裕史	
○常勤監査役	山路　紳護	
監査役	阪口　誠	中之島シティ法律事務所代表 株式会社山善社外監査役 モリテックスチール株式会社社外取締役
監査役	岩﨑　和文	岩﨑公認会計士税理士事務所所長 株式会社増田製粉所社外監査役 虹技株式会社社外取締役
監査役	吉森　彰宣	
監査役	山本　伸	

（注）１．＊印は代表取締役であります。

２．〇印は平成27年３月26日開催の第96回定時株主総会において、新たに選任され就任した取締役及び監査役であります。

３．取締役西本均、常勤監査役山本正春の両氏は任期満了により、平成27年３月26日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

４．当事業年度中の取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏　　名	異　　動　　前	異　　動　　後	異 動 年 月 日
野 上 康 司	常 務 取 締 役 肥料営業部・物流部担当	常 務 取 締 役 肥料営業部・化学品営業部・物流部担当	平成27年３月26日
伏 野 哲 夫	取 締 役 経営企画部担当	常 務 取 締 役 経営企画部担当	平成27年３月26日

５．取締役河野裕史氏は、社外取締役であります。

６．監査役阪口誠、岩﨑和文、吉森彰宣の３氏は、社外監査役であります。

７．監査役岩﨑和文氏は、平成27年６月26日に虹技株式会社の社外取締役に就任しております。

８．監査役岩﨑和文氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

９．当社は、取締役河野裕史、監査役吉森彰宣の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

10．当社と社外取締役及び各監査役とは、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	対象人員（名）	報酬等の総額（百万円）
取締役 （うち社外取締役）	13 (1)	179 (3)
監査役 （うち社外監査役）	6 (3)	31 (13)
合計 （うち社外役員）	19 (4)	211 (16)

（注）１．平成20年３月27日開催の第89回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額280百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。

２．取締役の対象人員及び報酬等の総額には、平成27年３月26日開催の第96回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名分を含んでおります。

３．監査役の対象人員及び報酬等の総額には、平成27年３月26日開催の第96回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役１名分を含んでおります。

４．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

５．当事業年度に係る取締役11名に対する賞与につきましては、役員賞与引当金繰入額として費用処理した18百万円を報酬等の総額に含めております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　分	氏　名	兼　職　先	兼職の状況	当社との関係
社外監査役	阪口　誠	中之島シティ法律事務所	代　表	当社顧問弁護士所属先
		株式会社山善	社外監査役	特別の関係はありません
		モリテックスチール株式会社	社外取締役	特別の関係はありません
社外監査役	岩﨑和文	岩﨑公認会計士税理士事務所	所　長	特別の関係はありません
		株式会社増田製粉所	社外監査役	特別の関係はありません
		虹技株式会社	社外取締役	特別の関係はありません

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主　な　活　動　状　況
社外取締役	河野裕史	就任後に開催した取締役会10回の全てに出席いたしました。 他社での豊富な経営経験と高い見識から必要な発言を行っております。
社外監査役	阪口　誠	当事業年度に開催した取締役会14回のうち12回に、また監査役会14回のうち12回に出席いたしました。 弁護士としての専門的な立場から必要な発言を行っております。
社外監査役	岩﨑和文	当事業年度に開催した取締役会14回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的な立場から必要な発言を行っております。
社外監査役	吉森彰宣	当事業年度に開催した取締役会14回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。 他社での豊富な経営経験と高い見識から必要な発言を行っております。

（注）　当社は、ポリ塩化アルミニウムの取引に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、平成28年２月５日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

社外取締役河野裕史氏並びに社外監査役阪口誠、岩﨑和文及び吉森彰宣の３氏は、前記命令発令の前後を通じて、独占禁止法遵守の一層の強化・徹底を求めるとともに、法令の遵守体制の強化について提言を行っております。

４．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区　　分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

（注）１.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である内部統制に関する助言・指導業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

当社の会計監査人は、平成27年12月22日に金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（平成28年１月１日から同年３月31日まで）の処分を受けております。

Ⅲ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

１．業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

（１）内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性及び公正な業務の執行を確保するために、内部統制システムをコーポレート・ガバナンスの基本と捉えております。以下の「内部統制システム」を構築し、経営環境の変化に応じて適宜見直しを行い、実効的な内部統制システムの整備・運用に努めてまいります。

（２）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、法令及び定款並びに取締役会規則、監査役会規則に則り、会社の機関として、株主総会、取締役及び取締役会、監査役及び監査役会並びに会計監査人を置いております。

② 取締役会は、取締役が法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守するとともに、取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」に則り、適切に内部統制システムを整備・運用しているかを監督しております。

③ 取締役は、使用人が行う業務の適正、有効性を検証するため、他の執行部門とは独立した内部統制部門を設置するとともに重要な損失の危険のある業務、部署またはシステム等については、特別な管理または監査を行うための対策を講じております。

④ 当社は、「多木化学グループ行動憲章」を制定し、遵法意識の徹底と健全な企業風土の改革に努めております。

⑤ 当社は、コンプライアンスを統括する委員会を設置して、当社のコンプライアンスの状況を調査・監督し、必要あるときは改善させております。

⑥ 当社は、コンプライアンス違反やその恐れがある場合、公益通報を受ける社内通報窓口を設置して、早期発見と自浄機能の強化に努めております。

⑦ 当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する旨を明文化するとともにこれを当社ホームページにも掲載しております。また、平素より警察関係機関等から情報収集に努め、事案の発生時には、警察や弁護士と緊密に連携し、適切に対処する体制を構築しております。

（３）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報・文書を法令及び社内規程に則り、適切に保存・管理を行っております。

（４）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、危機管理委員会を設置して、経営リスクの抽出・評価を行い、重大リスクの未然防止策や危機発生時の対応策等を策定し、危機管理体制を整備しております。

② 当社は、各種専門委員会または所管部門において、業務執行部門の個別リスク及び諸施策を検討してリスク管理を行っております。

（５）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、経営方針及び経営目標並びに経営計画を定め、予算管理制度のもとＩＴを活用した情報システムにより、それらの進捗を管理しております。

② 当社は、取締役、監査役、業務執行部門長及び子会社社長が出席する業務執行報告会議を原則月２回開催し、予算管理と業務執行が効率的に行われていることを確認しております。

③ 当社は、組織規程、職務権限規程及び事務掌程等により、業務執行に関する責任と権限を明確にし、適正かつ効率的な事業運営を行っております。

（６）当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・当社は、当社及び当社の子会社から成る企業集団の運営に関する規程を定めるとともに、業務執行報告会議で企業集団の経営戦略の共有化に努めております。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関として危機管理委員会を設置し、危機管理の推進にかかわる課題・対応策を審議しております。

③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、子会社の適切かつ効率的な経営に資するため、子会社管理の基本方針を策定しております。

・当社は、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させております。

④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、当社の子会社に対して、当社と同等のコンプライアンス体制を導入するように求めるとともに、コンプライアンスの状況を調査・監督し、必要あるときは改善させております。

⑤ その他子会社における業務の適正を確保するための体制

・当社の監査役及び内部統制部門は、子会社の監査役等と緊密な連携を保ち、子会社も含めた内部監査の方針及び内部監査計画を策定し、内部監査を実施しております。

（7）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役から補助すべき使用人の要請がある場合には、他の執行部門とは独立した内部統制部門が補助することにしております。

（8）監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮・命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。

（9）当社及び当社の子会社から成る企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

① 当社の取締役及び使用人は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項について、適宜、監査役へ報告を行うこととしております。

② 当社及び当社の子会社から成る企業集団の取締役は、内部統制部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過及びその結果について報告を行うことにしております。

(10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社及び当社の子会社から成る企業集団の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社の子会社から成る企業集団の役員及び使用人に周知徹底しております。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理しております。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査役は担当役員に事前に通知するものとしております。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社は、監査役会規則及び監査役監査基準に則り、監査が実効的に行われることを確保しております。

② 取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況等について意見を交換しております。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、取締役会において決議した「財務報告に係る内部統制基本方針」に則り、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムの整備・運用を行うとともにその有効性を継続的に評価しております。

２．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「業務の適正を確保するための体制」について、平成27年４月30日開催の取締役会の決議により一部改定しました。

取締役の職務の執行につきましては、取締役会を14回開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行いました。また、当社グループの業務執行報告会議を24回開催し、中期経営計画及び目標とする経営指標などの情報を当社グループ全体で共有しました。

コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス委員会を７回開催し、より強固なコンプライアンス体制の確立、浸透、定着を図り、内部監査の状況、内部通報制度の運用状況などについて報告を行いました。また、独占禁止法遵守規程などの各種社内規程を整備し、独占禁止法に関する講習会を開催するなど、周知・徹底を行いました。

危機管理体制につきましては、危機管理委員会を５回開催し、経営リスクの抽出・評価を行い、その未然防止策や危機発生時の対応策などを整備し、危機管理体制を強化しました。また、各種専門委員会または所管部門において、業務執行部門の個別リスクへの対応を検討

してリスク管理を行っております。

内部監査につきましては、当社グループを対象に、内部監査計画に基づき、執行部門とは独立した内部統制室が業務遂行状況、コンプライアンスの状況及びリスク管理状況などについて内部監査を実施し、コンプライアンス委員会において報告を行いました。

監査役の監査体制につきましては、監査役会を14回開催し、監査方針及び監査計画の決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、常勤監査役が経営会議などの重要な会議に出席し、監査役会などを通じて社外監査役との情報共有を行いました。また、監査役会は、会計監査人より監査方針及び監査計画について説明を受け、四半期レビューの報告並びに監査報告書の提出を受けております。

監査役は、内部統制室より内部監査方針及び内部監査計画の説明を受け、内部監査に立ち会うとともに、内部監査結果についての報告を受けました。また、代表取締役と監査役との会合を２回開催し、意見の交換を行いました。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	17,931	流動負債	7,746
現金及び預金	1,885	支払手形及び買掛金	4,878
受取手形及び売掛金	9,950	短期借入金	300
たな卸資産	5,750	1年内返済予定の長期借入金	108
繰延税金資産	70	リース債務	4
その他	290	未払金	1,279
貸倒引当金	△17	未払法人税等	399
固定資産	20,627	未払消費税等	62
有形固定資産	12,789	繰延税金負債	1
建物及び構築物	5,067	賞与引当金	37
機械装置及び運搬具	1,493	役員賞与引当金	18
工具、器具及び備品	115	その他	656
土地	6,059	固定負債	8,651
リース資産	19	長期借入金	660
建設仮勘定	34	リース債務	11
無形固定資産	170	繰延税金負債	916
のれん	142	退職給付に係る負債	3,749
ソフトウェア	13	預り保証金	3,123
水道施設利用権等	15	その他	189
投資その他の資産	7,666	負債合計	16,398
投資有価証券	7,404	（純資産の部）	
繰延税金資産	74	株主資本	19,433
その他	231	資本金	2,147
貸倒引当金	△44	資本剰余金	1,221
		利益剰余金	16,812
		自己株式	△748
		その他の包括利益累計額	2,368
		その他有価証券評価差額金	2,632
		退職給付に係る調整累計額	△264
		少数株主持分	359
		純資産合計	22,160
資産合計	38,558	負債・純資産合計	38,558

連結損益計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		33,614
売上原価		26,070
売上総利益		7,544
販売費及び一般管理費		5,685
営業利益		1,858
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	227	
その他	57	290
営業外費用		
支払利息	23	
固定資産除却損	48	
その他	13	86
経常利益		2,063
特別利益		
固定資産売却益	21	21
特別損失		
課徴金	27	27
税金等調整前当期純利益		2,057
法人税、住民税及び事業税	759	
法人税等調整額	△52	707
少数株主損益調整前当期純利益		1,350
少数株主利益		28
当期純利益		1,321

貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**14,406**	**流動負債**	**7,018**
現金及び預金	1,044	買掛金	3,740
受取手形	1,566	短期借入金	1,333
売掛金	5,604	1年内返済予定の長期借入金	48
商品及び製品	2,327	リース債務	1
仕掛品	304	未払金	1,073
原材料及び貯蔵品	2,881	未払法人税等	242
前払費用	19	預り金	341
繰延税金資産	45	役員賞与引当金	18
短期貸付金	475	その他	217
その他	139	**固定負債**	**6,619**
貸倒引当金	△2	リース債務	4
固定資産	**17,820**	繰延税金負債	648
有形固定資産	**8,447**	退職給付引当金	2,972
建物	3,750	預り保証金	2,816
構築物	291	その他	177
機械及び装置	1,266	負債合計	13,637
車両運搬具	11	（純資産の部）	
工具、器具及び備品	102	**株主資本**	**16,074**
土地	2,985	**資本金**	**2,147**
リース資産	5	**資本剰余金**	**1,217**
建設仮勘定	34	資本準備金	1,217
無形固定資産	**24**	その他資本剰余金	0
ソフトウェア	13	**利益剰余金**	**13,601**
水道施設利用権等	11	利益準備金	368
投資その他の資産	**9,348**	その他利益剰余金	13,233
投資有価証券	6,339	固定資産圧縮積立金	960
関係会社株式	2,862	特別償却準備金	0
長期前払費用	36	配当平均積立金	300
入会金	76	別途積立金	5,337
その他	75	繰越利益剰余金	6,635
貸倒引当金	△41	**自己株式**	**△892**
		評価・換算差額等	**2,515**
		その他有価証券評価差額金	**2,515**
資産合計	32,227	純資産合計	18,589
		負債・純資産合計	32,227

損　益　計　算　書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
売上高		23,386
売上原価		17,965
売上総利益		5,420
販売費及び一般管理費		4,345
営業利益		1,075
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	424	
関係会社業務受託料	26	
その他	62	520
営業外費用		
支払利息	21	
売上割引	1	
固定資産除却損	40	
その他	9	72
経常利益		1,522
特別利益		
固定資産売却益	21	21
特別損失		
課徴金	27	27
税引前当期純利益		1,516
法人税、住民税及び事業税	489	
法人税等調整額	△50	438
当期純利益		1,078

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月12日

多木化学株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　市之瀬　申　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　堀　裕三　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、多木化学株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、多木化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月12日

多木化学株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　市之瀬　申　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　堀　裕三　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、多木化学株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は公正取引委員会から過年度におけるポリ塩化アルミニウムの取引に関し、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。監査役会としましては、当社グループが一丸となって法令の遵守及び企業倫理の一層の強化・徹底に努めていることを確認しております。また、当監査役会は、取締役の法令遵守等の取組みについて、引き続き注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月19日

多木化学株式会社　監査役会

常勤監査役	山路紳護	㊞
社外監査役	阪口誠	㊞
社外監査役	岩﨑和文	㊞
社外監査役	吉森彰宣	㊞
監査役	山本伸	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題として位置づけ、安定した配当を継続することを基本方針としております。また、企業の継続的発展と企業価値の向上を図るため、設備投資、研究開発投資及び合理化投資等にも配分いたしたいと存じます。

第97期の期末配当につきましては、企業体質の強化、将来の事業展開、業績のほか諸般の事情等を総合的に勘案するとともに、株主各位のご支援にお応えすべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき普通配当13円、特別配当１円の合計金14円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は302,393,812円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年３月31日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役前田治彦、野上康司、木岡孝史、垣尾寿彦、西村光裕の５氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	まえだ　はるひこ 前田　治彦 (昭和28年１月９日生)	昭和51年４月　当社入社 平成20年１月　当社総務人事部長 平成20年３月　当社取締役 平成25年３月　当社常務取締役 平成26年３月　当社代表取締役専務取締役総務人事部・資材部・不動産事業部担当（現）	11,000株
2	のがみ　やすし 野上　康司 (昭和27年12月14日生)	昭和51年４月　当社入社 平成18年４月　当社肥料営業部長 平成20年３月　当社取締役 平成24年３月　当社常務取締役 平成27年３月　当社常務取締役肥料営業部・化学品営業部・物流部担当（現）	14,000株
3	かきお　としひこ 垣尾　寿彦 (昭和31年７月２日生)	昭和55年４月　当社入社 平成23年４月　当社研究所長 平成26年３月　当社取締役研究所長（現）	6,000株
4	にしむら　みつひろ 西村　光裕 (昭和33年４月11日生)	昭和56年４月　当社入社 平成23年４月　当社不動産事業部長 平成26年３月　当社取締役不動産事業部長（現） ＜重要な兼職の状況＞ しき島商事株式会社代表取締役社長	4,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	※筒井勝彦（つついかつひこ） (昭和22年５月27日生)	昭和45年４月　株式会社神戸鋳鉄所（現虹技株式会社）入社 平成12年６月　虹技株式会社取締役 平成23年６月　同社監査役 平成27年６月　同社監査役退任	0株

（注）１．※印の候補者は新任候補者であります。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．候補者筒井勝彦氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

４．社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。

候補者筒井勝彦氏は、虹技株式会社の取締役・監査役を歴任されており、これら社外の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくことができるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

５．筒井勝彦氏が平成23年６月まで取締役、平成27年６月まで監査役を務めていた虹技株式会社において、同氏の在任中に不適切な会計処理の事実が判明いたしました。同氏は発覚するまで当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の徹底を求め、注意喚起を行っておりました。また、当該事実の発覚後は、再発防止策などについて積極的な意見表明を行うとともに、その実施状況を監視するなど適切にその職務を果たしております。

６．当社は、候補者筒井勝彦氏が選任された場合、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

兵庫県加古川市別府町東町174番地　　多木浜洋館
電話（079）437-6002（担当：総務人事部）

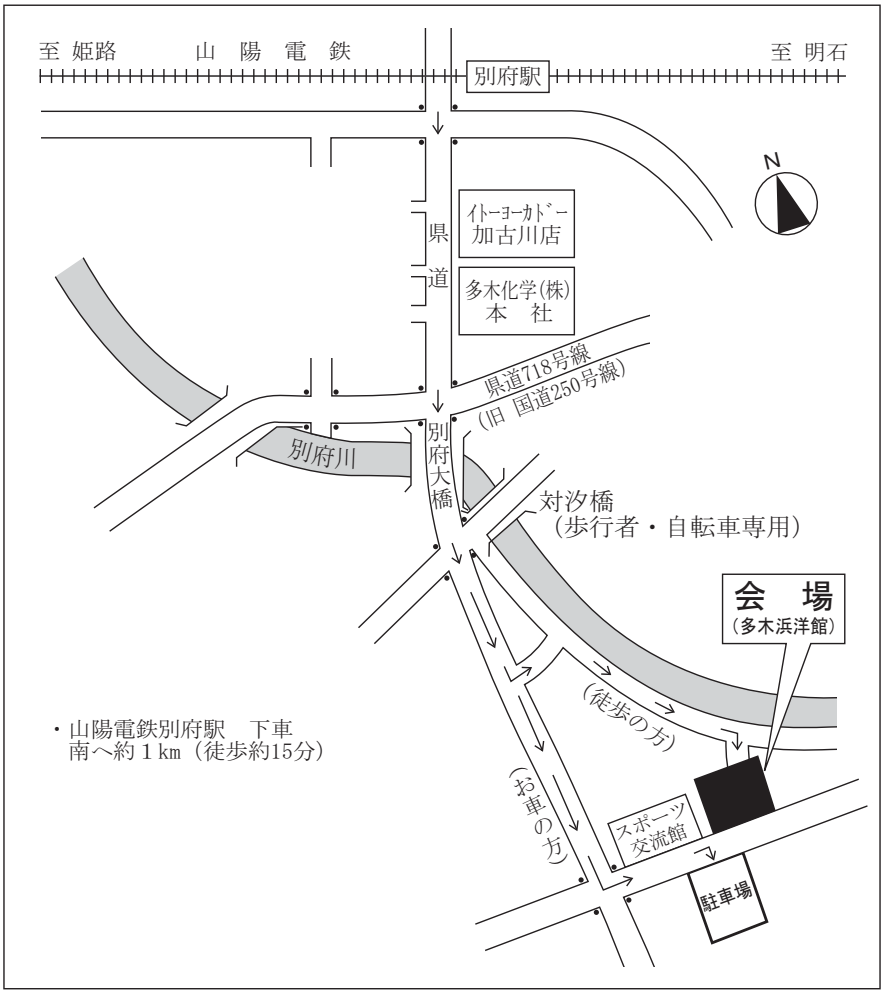

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布は、経費節減の観点などから本年より廃止させていただくこととなりました。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。